

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）変更等申出書

年 月 日

高山市長 様

申請者 ☐ 農地所有者 ☐ 耕作者 ☐ 事業実施者
☐ 地域・協議の場の代表者
(団体の場合は団体名と代表者名)

住 所： _____

氏 名： _____

連絡先： _____

農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の
(☐ 変更 ・ ☐ 協議の場の開催) について、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出の内容

☐ 編入・変更	☐ 計画への編入 ☐ 耕作予定者の変更 ☐ 農業用施設の設置 ☐ その他() ※記載項目2. 3. (4. 希望がある場合のみ)
☐ 除 外	☐ 農地転用 ☐ その他() ※記載項目2. 3. (4. 希望がある場合のみ)
☐ 計画内容	☐ 計画本文の変更 ☐ その他() ※変更案を別紙で添付すること(2. 3. 4. は必要な場合に記載)
☐ 協議の場の開催(営農型太陽光発電に係る一時転用) ☐ 設置者が開催する説明会を協議の場とする (4.に日時・場所などの詳細を記入すること) ☐ 書面による協議の場を希望する ☐ その他 ※記載項目2. 3. 4.	

2 変更を希望する土地及び内容(書ききれない場合は別紙添付)

大字名	地番	地目	面積 (㎡)	耕作者	所有者	同意 有無

・権利の移転・設定を伴う場合は権利の内容と予定者名

・当該農地の耕作者(所有者)との同意状況

・変更の目的(耕作目的の場合は作付け予定、転用目的の場合は具体的な転用目的など)

- ・補助事業要件の場合はその事業名と要件

※希望期日のご希望に添えない場合があります

☐ 特になし(※市が必要に応じて行う見直しのタイミングで変更します。) ☐ 5年ごとの定期見直しで変更 ☐ 年 月 日までに変更
(時期を希望する理由とその詳細)

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）変更等申出書の申出概要

地域の農地を残し、持続可能な地域の農業としていくため、将来の耕作者を明確にした地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定しています。農地の権利の移転や設定などにより目標地図に位置づけた将来の耕作者を変更又は新たに設定する場合は地域計画の変更が必要です。また、農地転用や農振除外をする場合は当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。計画の変更及び協議の場の開催には、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）変更等申出書の提出が必要となります。

○この申出を提出できる者

①農地所有者 ②耕作者 ③事業実施者 ④地域（改良組合）の代表者 ⑤協議の場を構成する関係機関の代表者

○この申出は次の場合に提出する

- ①地域の改良組合や関係団体が話し合いによる意見を地域計画に反映しようとするとき
- ②大規模な基盤整備・新規参入・転用により農業の将来の在り方を見直す必要が生じたとき
- ③地域計画区域内において次の理由により農業の将来の在り方に影響のない変更や実質的な変更を伴わない変更があるとき
 - ・農地転用 ・農業用施設建設 ・相続や団体の法人化など実質的な変更を伴わない変更
- ④農地の権利の移転や設定などにより目標地図に位置づけた将来の耕作者を変更又は新たに設定するとき
- ⑤地域計画区域内において営農型太陽光発電の実施に伴う一時転用を行うため協議の場の開催を希望するとき
- ⑥各種補助事業により地域計画を見直す必要が生じたとき
- ⑦その他、市長が必要と認める場合

（提出書類：添付書類は1部とし、農地法、農振除外等と同時申請する場合は写しでも可）

- 申請書（2部）：代理申請で押印省略する場合は申請者の写真付き身分証明書の写しを添付
- 土地全部事項証明書：申請地の全ての筆が必要（登記情報サービスのプリントアウト可）
- 公図：法務局又は市役所税務課で取得（オンライン請求のもの可、コピー可）
- 申請土地位置を示す図面：縮尺 2,500 分の 1～10,000 分の 1 程度の白図等に申請位置を表示（転用の場合）
- 配置図：縮尺 200 分の 1～2,000 分の 1 程度、建物又は施設の面積、位置、形状を示す
- 建物又は施設の平面図（必要に応じて）
- 現況写真（申請地を赤枠等で囲み、現状と範囲がわかるようにすること）
- 農地所有適格法人以外の法人にあっては、定款（宗教法人は規則、地縁による団体は規約）又は法人全部事項証明
- 各種補助事業により地域計画を見直す必要が生じたときは、補助要件の分かる書類
- 営農型太陽光発電に係る一時転用のため、協議の場の開催を希望する場合は、農地転用許可申請に係る添付書類と同様の書類